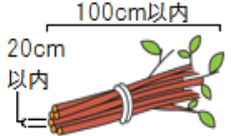





木の枝・刈り草・葉の リサイクルにご協力ください。



木の枝・刈り草・葉の出し方

木の枝	<p>1本あたりの太さ（直径）20cm、 長さ100cm以内に切り、ひもで束ねる ※1束は大人が持ち上げられる程度の量にしてください。 ※資源収集日のみ上記の大きさで出せます。</p>	
刈り草・葉	<p>透明袋（45ℓ）または旧指定袋に入れて排出する ※観賞用の花も排出できます。 ※刈り草の根についた土はよく払ってください</p>	

- 月2回の木の枝・刈り草・葉の収集日に
- 朝10時まで
- ごみステーションにお出してください。
（収集日については裏面をご覧ください）
- 量の制限はありません。
※ごみステーションからあられる場合は、
分けて排出するようご協力ください。
- 祝日も収集しています。
※1月第1・第2週の収集はありません。



皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

- ・出し方や収集日について
- 家庭ごみ相談ダイヤル 043-204-5380
- 収集業務課 043-245-5246
- 中央・美浜環境事業所 043-231-6342
- 花見川・稲毛環境事業所 043-259-1145
- 若葉・緑環境事業所 043-292-4930



リサイクルまでの流れ

①ごみステーションに排出



②処理施設へ搬入



③袋やひもの撤去



⑤チップ化

燃料チップ
(発電所など)



敷料
(牛の寝床など)



④機械で破碎

土壌改良剤
(有機野菜栽培など)



乾燥防止剤
(ブルーベリー農園など)



木の枝・刈り草・葉の取り残しについて

木の枝等の収集日前日の可燃ごみ収集日に排出された木の枝・刈り草・葉について、一時的にその場に取り残します。

取り残したものは翌日の木の枝等収集日に収集し、再資源化施設で処理を行います。

取り残しに関するQ&A

Q 取り残しはどのように行うのですか？

A 通行や他の家庭ごみの排出などに支障があると想定されるステーションでは、取り残しを行いません。また、取り残した木の枝等に青色のシールを貼ることで、不適正排出ごみや不法投棄物と区別できるようにします。

Q 取り残された木の枝等は、出した人が持ち帰るのですか？

A 直近の木の枝等の収集日に収集しますので、持ち帰る必要はありません。